

令和4年1月26日

生徒並びに保護者の皆さま

県立西宮今津高等学校長
松本 敏尚

「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえた本校の対応について

このことについて、県教育委員会から「『まん延防止等重点措置』が適用されることを踏まえた学校内での感染防止対策の強化について」（1月25日付け）通知がありました。

については、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、感染の拡大を防ぐため、①接触機会を減らす（3年次は進路への影響を考慮し、他学年との接触を極力行わないよう留意する）②マスクを外す活動を制限する。特に、感染リスクが高いとされている活動は行わないとの観点から、下記のとおり対応しますので、保護者の皆さまには、御理解、御協力をお願いいたします。

記

- 1 教育活動での対応（令和4年1月26日～まん延防止等重点措置終了まで）
 - ・県外での活動は行いません。
（なお、既に計画済の行事については、感染防止対策を徹底します）
 - ・保護者等を学校内に招く行事（※進路指導は除外）は行いません。
（学校外の施設を利用する場合の保護者参加の可否は学校の判断とします。必要ならオンラインも検討します）

- 2 部活動（令和4年1月26日～まん延防止等重点措置終了まで）
 - ・活動は、公式試合関連を除き、県外での活動を行いません。
 - ・練習試合・合同練習・合宿は県内外を問わず、行いません。
（公式試合関連に向けた県内での練習試合は可）
 - ・3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加を禁止します。

- 3 心のケアについて
お子様が心理的ストレスを強く感じる場合には担任にご相談ください。
（キャンパスカウンセラーによるカウンセリングを受けることができます）

- 4 その他
 - ・体育の授業、部活動等についても、感染防止の対策を講じた活動をします。
 - ・令和4年度の入試については県教育委員会の指示のもと実施します。